

鹿追町監査委員公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項及び鹿追町監査委員監査基準第17条の規定により公表します。

令和5年1月31日

鹿追町監査委員 野村 英雄

鹿追町監査委員 埴 渕 賢 治

鹿 監 号  
令和5年1月31日

鹿追町長 喜 井 知 己 様  
鹿追町議会議長 吉 田 稔 様

鹿追町監査委員 野 村 英 雄  
鹿追町監査委員 埴 淵 賢 治

令和4年度定期監査の結果について  
地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項及び鹿追町監査委員監査基準第14条の規定により、その結果を次のとおり提出します。

## 令和4年度 定期監査実施結果報告書

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象

- ア 行財政改革の状況等について
- イ 追加工事契約の実態について
- ウ 財政援助団体の委託料または補助金における人件費について
- エ ふるさと納税について

#### (2) 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

#### (3) 監査の対象部署

- ア 総務課
- イ 総務課
- ウ 保健福祉課・商工観光課
- エ 商工観光課

#### (4) 対象年度

- (1)・(2) は令和2年4月1日から令和4年9月30日まで
- (3)・(4) は令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

#### (5) 監査期間

令和4年11月28日～令和5年1月31日

#### (6) 監査の方法及び主眼

監査は、対象課から資料を求め、事業の内容を確認し、事務の執行及び事業に係る管理について合規性、経済性、効率性、有効性の視点から実施した。

### 2 監査の結果及び意見

#### (1) 行財政改革の状況等について

##### ア 行財政改革の目標

国の動向や社会経済状況が大きく変化する中、組織、事務事業の再編や効率的、効果的な行政運営等を内容とする行財政改革により、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治法に規定された自治体運営の原則に基づき、現在進行中の第7期鹿追町総合計画にある将来像「愛・夢・笑顔 あふれる未来へ ～支え合うまち♡しかおい～」を達成していくことを目標に定めた。

## イ 行財政改革の状況について

本町は、昭和61年に鹿追町行財政改革大綱を策定し、事務事業、組織機構の見直しや行政サービス向上等の改革を進めてきた。

しかし人口減少が進む中、一般財源の減収が予測され、今後の人口減少社会に対応する持続可能な行財政基盤の確立が重要な課題となっている。現在に合った新しい行財政スタイルを確立し、効果的な取り組みを推進するため、令和2年度に町長を本部長、副町長・教育長を副本部長、全課長を推進委員とした新たな鹿追町行財政改革推進本部を発足させ、全職員を巻き込んだ新体制を構築した。期間を令和4年度から令和8年度までの5年間として新たに生じる課題に的確に取り組むため、必要に応じて見直しを行うとしている。

令和2年度に実施した全職員アンケート・行財政改革プロジェクトチーム・町民ワークショップ・職員プロジェクトチームの意見・提案事項について令和2年度から令和5年度までの4年間を重点取組期間として進捗状況を示し、令和6年行財政改革本部会議で最終確認し、継続事業については大綱最終年度の令和8年度まで進捗状況を確認するとしている。

このような取り組みには大いに評価するが、この改革が始まってから3年であり、最終の令和8年度まで新たに生じる課題にも的確に取り組む必要がある。

また、長期にわたることから、町民福祉向上のため心豊かで幸せに暮らせる「持続可能な行財政基盤の確立」を目指し、改革に取り組むことを強く望む。

### (2) 追加工事契約の実態について

該当なし。

### (3) 財政援助団体の委託料または補助金における人件費について

#### ア 監査の概要

最高裁判所の判例において、神戸市が「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（以下「派遣法」という。）に基づき派遣した職員の給与等について、補助金等を派遣先団体に支出したことは「派遣法」第6条で禁止する給与の支給に当たるとし、派遣法違反と判決が下された。

町の財政援助団体は、町の経済活動促進と文化の発展、福祉の充実のため、その専門分野に特化した業務や効率的サービスを提供されるものにつ

いて委託することは財政面から効果的である。

委託料等に含まれる該当職員の人件費を全額補助することは妥当ではないことから、これらの業務が適正に執行されているか調査した。

#### イ 監査の対象

経済観光交流館指定管理委託事業及び社会福祉協議会事業。

#### ウ 監査の結果及び意見

##### (ア) 経済観光交流館指定管理委託事業

経済観光交流館指定管理委託事業として商工会に委託している。委託料に含む人件費の1人分を補助している。

令和4年4月から9月分までの6か月の支出合計額は1,542,531円である。町の補助金額は1,230,000円となっており、312,531円は商工会の自主財源で支出しており、人件費における町補助金の割合は79.7%であった。

##### (イ) 商工会経営改善普及事業補助金

経営改善事業職員設置費の人件費として補助している。人件費の予算額は18,913,987円であり、財源内訳は町補助金6,747,000円、道補助金11,896,804円、自主財源270,183円で、人件費における町補助金の割合は35.7%である。

##### (ロ) 商工会一般事業補助金

管理費の人件費として補助している。人件費の予算額は7,297,059円であり、財源内訳は町補助金4,011,000円、自主財源3,286,059円で、人件費における町補助金の割合は55.0%である。

この補助金にはチョウザメ養殖事業に従事する1人分の人件費全額を補助金として交付されているが、この事業に係る他の経費についても補助金に含めることについても検討する必要があると考える。

人件費のみの補助金交付については、違法な補助金の支出ではないが、「町から派遣した職員に対する給与等」との誤解を生ずる恐れがあることから、妥当性について検討すべきである。

今後、北海道及び町の補助事業、委託事業において、自主財源の確保等、人件費の全額補助を少しでも緩和するよう指導していくことを望む。

##### (エ) 社会福祉協議会事業

社会福祉協議会には、令和4年4月1日から町の事務職員1人、技術職員1人の2人が派遣され、その人件費は全額職員同様の方法で直接本

人へ支給している。その根拠は「鹿追町職員の社会福祉法人鹿追町社会福祉協議会派遣に関する協定」を結び、協定書第5条により、「派遣職員の給与、諸手当については甲（鹿追町）が甲の例により支給する」としている。

「派遣法」では、第2条（職員の派遣）で、「職員を派遣することができる」と明記されているが、第6条（派遣職員の給与）では、「派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない」としている。

ただ、第2項で「派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けた業務、共同で行う業務、地方公共団体の事務若しくは事業の効率的・効果的な実施が図られると認められるものである場合、又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、職員の派遣期間中給与を支給することができる」と定めている。

また、町の「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」第2条（職員の派遣）で、「当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため職員を派遣することができる」と定め、「派遣法」第6条（派遣職員の給与）の「派遣の期間中、給与を支給しない」は明記されていないが、国の法律に準じなければならない。

町の「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」第4条（派遣職員の給与）では、「派遣法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、職員の給与に関する条例に規定する給与の100分の100以内を支給することができる」と明記されており、職員の派遣について問題はないと思われるが、前述の神戸市の判決では、第6条第2項は認めなかったと考える。これに対し明確な判断はできない。

他に、社会福祉協議会職員で嘱託職員1人、正職員2人、臨時職員1人、寿勤労会職員1人の5人の人件費全額が町の補助金として支給されている。

また、社会福祉協議会への補助金では、町の関係業務を担っているとの理由で役職員の人件費相当額（諸手当等の法人負担分）の全額を運営費補助金として交付している。これは違法な補助金の支出ではないが「町から派遣した職員に対する給与等」との誤解を生ずる恐れがあることから、妥当性について検討する必要がある。

今後、北海道及び町の補助事業、委託事業において人件費を算定、請求できる体制を確立し、人件費の全額補助金を少しでも緩和するよう指

導していくことを望む。

◎社会福祉協議会人件費 令和3年度実績額及び令和4年度予算額

		嘱託職員	正職員	正職員	臨時職員	寿勤労会	合計
令和3年度実績額	給与	2,582,400	2,827,603	2,770,807	1,117,350	1,760,000	11,058,160
	賞与	505,720	1,041,300	1,020,384	46,800	80,000	2,694,204
	法定福利費	517,332	645,829	605,051		269,428	2,037,640
	退職手当		44,500	44,500			89,000
	福利厚生費	7,169	7,169	7,169	9,594	7,169	38,270
	合計	3,612,621	4,566,401	4,447,911	1,173,744	2,116,597	15,917,274
令和4年度予算額		3,587,779	4,696,639	4,628,082	1,000,000	2,323,600	16,236,100

(4) ふるさと納税について

ふるさと納税制度は、平成20年に地方税法の改正により5月からスタートした。

納税者は税制を通じてふるさとへ貢献でき、さらに全国的な人口減少に伴う税収の減少、地方と大都市との格差是正を目的に創設された制度である。

ふるさと納税には3つの意義があり、第1に納税者が寄附先を選択し、使われ方を考えるきっかけとなる制度、第2にお世話になった地域及び応援したい地域の力になれる制度、第3に自治体が国民に取り組みをアピールすることで自治体間の競争が進み、地域の在り方を改めて考えるきっかけにつながる制度である。

しかし、返礼品の競争が激化したため、総務省では返礼品を寄附額の3割以下、ポータルサイト利用料等の諸経費を5割以下にして運用するとした。

◎寄附件数・金額の実績

年度	寄附件数	寄附金額
令和3年度	5,565件	90,307,440円
令和2年度	7,520件	111,405,000円
令和元年度	8,647件	119,659,306円
平成30年度	5,814件	75,902,000円
平成29年度	4,911件	65,633,320円
平成28年度	7,579件	101,131,148円
平成27年度	16,042件	207,496,028円
平成26年度	8,495件	118,393,600円

実績については一定の評価が得られると考える。

今後のさらなる取り組みとして、増加している他の自治体の分析を行い、現在の返礼品の品目を今一度見直していく必要がある。

町民各層からアイデアを公募し、基幹産業である農畜産物製品をベースに鹿追町の資源を活用した新たな商品開発の促進が重要である。

「自治体+町民意思」に基づき、国民に喜ばれ受け入れられる商品が望まれるとともに、鹿追町をPRする好機であることから、鹿追町に来町してもらえる仕組みづくりとして、例えば「ジオパーク・乗馬・パークゴルフ」をセットにするなど、体験型の返礼品の提供などを行うことが関係人口の増加策の一つとして有効と思われる。